

京都市動物園 研究倫理に関する指針

1 方針

京都市動物園は、1903年に設立された歴史のある動物園で、全国で初めて市民の手で作られた動物園である。現在、京都市動物園は絶滅の恐れのある動物を多く飼育する動物園として、レクリエーションの役割に加えて、種の保存、調査研究、教育・環境教育の役割を担っている。京都市動物園では、2013年4月から、学術研究を推進するため、生き物・学び・研究センターを設立した。生き物・学び・研究センターは学術研究の推進を基盤として、その動物種の保全や教育、動物福祉向上、文化の発展に資することを目的とし、以下の使命を掲げて事業を行っている。

(1) 生き物について学ぶ

動物園に飼育されている動物の行動や生理、ゲノムに関する基礎研究を行い、その成果を通して飼育管理方法の改善や繁殖に貢献することを目指す。

(2) 生き物から学ぶ

動物園に飼育されている野生動物を通して、地球環境や地球に暮らす全ての「いのち」の大切さを学べるようにする。

(3) 学びについて学ぶ

現在、動物園の利用頻度が低い世代である、小・中・高等学校教育への貢献を目指し、教育プログラムの開発を行う。また、その他の世代にも教育の実践を行う。

(4) 学びから学ぶ

生きている動物を写生できる場を提供してきた動物園として、京都画壇に貢献してきた伝統と、世界をリードしてきた京都大学の霊長類をはじめとする野生動物研究から、「文理の知を超えた学び」の姿を学べる場を目指す。

本指針は上記の目的を果たすために行う研究について、遵守すべき指針を定めるものである。京都市動物園においては、侵襲的な医学・薬学・生理学的実験及び野生状態に比して著しく行動変容をもたらす可能性のある全ての行為は、理由の如何にかかわらず一切行わないことを原則とする。全ての研究課題は、研究対象となる動物の福祉への配慮を必須とする。また、研究課題は研究対象となる動物の保全・福祉に貢献しうるものでなければならない。

2 研究倫理委員会の設置

本指針を効果的に実行するために、研究計画の妥当性の評価及びその実施を監視する役割を果たす京都市動物園研究倫理委員会（以下、「研究倫理委員会」という）を設置する。研究倫理委員会は、京都市動物園生き物・学び・研究センター長を含む5名以上の委員によって構成される。

なお、研究倫理委員会が必要と認めた場合には委員以外の者から意見を求めることがある。研究倫理に関して、研究倫理委員会が審議を行った後に、京都市動物園の園長を含む補職者が、研究の実施に関わる具体的事項について審議を行う。これらの審議を経た後に、不適切であると判断した研究計画については、研究倫理委員会の指導・助言のもと、却下又は修正を求める。

3 研究倫理委員会の役割

研究倫理委員会は京都市動物園で実施する全ての研究についてその妥当性を審議する。京都市動物園で行う研究は、全て研究計画書を生き物・学び・研究センターに提出しなければならない。京都市動物園に所属する職員は、動物を対象とした研究を他機関で行う場合であっても、原則として、その実施前に研究倫理委員会に実験計画を提出し、審議を受け、承認を得る必要がある。また、他機関において倫理審査を受けた場合には、承認された結果のコピーを倫理委員会に提出することが求められる。実施に際しては、本指針に従わなければならない。外部研究者が京都市動物園を拠点として研究を実施する場合には、提出された研究計画が本指針及び関連法規を遵守しているかを研究倫理委員会が審議を行い、適切な研究計画について実施を承認する。

研究倫理委員会は提出された研究計画書が以下の要件を満たしているかどうかについて審議する。

- (1) 研究計画内容が本指針及び関連法規・指針を遵守していること。
- (2) 対象となる個体の福祉やその他倫理面に対して配慮されていること。
- (3) 研究の実施が一般の来園者の妨げにならないよう配慮されていること。
- (4) 研究の実施が職員の業務の妨げにならないよう配慮されていること。
- (5) 他機関との共同研究である場合は、研究実施者の構成が明らかであり、研究の透明性が確保されていること。また利益相反のない研究であること。
- (6) 研究成果が得られた際の情報公開の方法や得られる利益の還元について、事前に検討がなされていること。学術面だけでなく、動物福祉や保全への貢献、教育普及などへの貢献についても記載されていること。
- (7) その他、研究倫理委員会が、特別に審議を要すると判断した内容について適切であること。

研究倫理委員会は研究の実施状況について監督し、実施中に相応しくない言動及び行為をとった場合は当該の研究を直ちに中止することがある。研究倫理委員会による審査及び承認なしに、京都市動物園における研究は一切認められない。

人を対象とした研究についての倫理審査については、被験者に対してのインフォームドコンセントを十分に行うこと及び被験者が研究の参加の意思を撤回できることなどについて、申請者の所属機関で受けることを基本とする。

年度末又は研究終了後には、研究報告書を研究倫理委員会に提出する。研究倫理委員会は研究報告書に基づいて研究の評価を行い、結果を園長に報告する。

4 その他遵守事項

実施期間中の負傷、疾病などは自己で対処するものとする。実施期間中に知り得た公務に関する秘密を決して他に漏らさないこと。試料の二次利用や、試料を第三者に譲渡することなどは原則禁止とする。研究の成果をまとめ、生き物・学び・研究センターに提出すること。また、研究成果を学会あるいは誌上で発表する際は生き物・学び・研究センターの同意を得ること。京都市動物園に来園する際には、年間パスポートを購入する。

5 関連法規・ガイドラインの順守

- 「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(日本学術会議、平成18年6月1日)
- 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本方針」(文部科学省告示第七十一号、平成18年6月1日施行)
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日、法律第75号)
- 「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)(平成15年5月30日、法律第57号)
- 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年10月31日、環境省告示第140号)
- 「動物研究の倫理に関するガイドライン」(平成27年4月10日改訂版、京都大学野生動物研究センター)
- 「動物園・水族館による動物研究に関する倫理指針」(世界動物園水族館協会、日本語翻訳：佐藤義明・友永雅己、2010年、「動物心理学研究」第60巻2号、139-146)
- 「野生動物医学研究における動物福祉に関する指針」(2010年12月18日、日本野生動物医学会)
- 「公益社団法人日本心理学会倫理規程第3版」(2011年4月20日、公益社団法人日本心理学会)

2017年8月作成、2018年11月、2022年8月29日改定